

**令和7年度第2回 あきる野市子ども・子育て会議
議 事 要 旨**

- 1 開催日時：令和7年11月12日（水） 午後2時00分～午後4時20分
- 2 開催場所：あきる野市役所別館3階第1会議室
- 3 出席者：委員11人（欠席1人）
- 4 次第
 - （1） 開会
 - （2） 挨拶

委員長

改めましてこんにちは。本日は大変重要な議事がございますので、積極的なご意見を賜れば大変ありがたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

（3） 議事

①第3期計画における評価指標の設定について

事務局

まず始めに、本日お配りいたしました事前質問・意見まとめについて、委員の皆様からいただきました内容をまとめさせていただきました。回答につきましては、議事の事務局説明の中で、口頭で回答させていただきます。また、網掛けになっておりますNo.4、5、6、7、12、16、24につきましては、ご意見としていただきまして、今後の資料作成の参考とさせていただきます。

なお、議題とは別の質問も事前にいただいておりますが、回答につきましては、次第4のその他で回答いたします。

次に、資料の訂正がございます。資料1の（1）アウトカム評価の実施の次の行になります「基本目ごとに」となっておりますが「基本目標ごとに」に訂正をお願いします。また、資料1の1枚目の裏面をご覧ください。評価指標の2つ目「未就園児の定期的な預かり事業利用人数」の参考値が70人となっておりますが、149人に訂正をお願いします。

それでは、第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画の評価方法についての説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。1として、計画書の第4章施策の展開にあります各事業につきまして、第2期計画では、計画の最終年度であります令和6年度までの取組及び目標値を設定し、事業の実施回数や参加人数などの実施状況から、評価基準でありましたA～Eの5段階での評価をしてまいりました。この評価方法につきましては、これまでの会議において、単純な数値の評価だけではなく「質」に対する評価や分析、また、利用者の視点に立った指標が必要ではないかとのご意見をいただいております。

これまでの会議でのご意見等を踏まえまして、第3期計画につきましては、アウトカム評価を実施いたします。アウトカム評価につきましては、計画の基本理念や基本的な考え方に基づき、基本目標ごとに指標を設定

し、評価いたします。

(1) の①評価指標の検討として、可能な限り数値化された定量的な評価指標に加えて、アンケート調査などによる定性的な評価指標による評価を検討します。

裏面をご覧ください。計画書の 48 頁、49 頁に記載しております、基本目標 1「子どもが健やかに成長できるまち」の評価指標となります。評価指標については、まず施策ごとに具体的目標を掲げて、具体的目標を達成するための指標を設定しております。

施策の①幼児教育・保育の充実では、具体的目標を「保育サービスが充実されているか」としまして、評価指標 1 を「保育所等待機児童数」、評価指標 2 を「未就園児の定期的な預かり事業利用人数」、評価指標 3 を「主に利用している教育・保育事業の満足度」といたしました。また、それぞれの評価指標の確認方法と方向性、参考値を示しております。

施策の②成長段階に応じた健全育成では、具体的目標を「放課後の活動支援が充実されているか」としまして、評価指標 4 を「学童クラブ待機児童数」、評価指標 5 を「放課後子ども教室の実施回数」、評価指標 6 を「児童館事業の実施回数及び参加人数」といたしました。

施策の③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実では、具体的目標を「子どもの成長を支える取組が充実されている」としまして、評価指標 7 を「子育てを楽しんでいる割合」、評価指標 8 を「子どもと一緒に過ごす時間の割合」、評価指標 9 を「学習・生活支援事業の利用満足度」といたしました。

次のページでは、基本目標 2「安心して笑顔で子育てできるまち」の評価指標となります。施策の①母と子の健康の保持・増進と②家庭における子育て力の向上での具体的目標を「妊娠期から子育て期にわたる母と子のきめ細やかな支援の提供が図られているか」としまして、評価指標 1 を「妊婦健康診査の受診率」、評価指標 2 を「新生児訪問・乳児全戸訪問率」、評価指標 3 を「乳幼児健康診査の受診率」、評価指標 4 を「るのキッズ Web へのアクセス件数」、評価指標 5 を「るのキッズアプリのダウンロードユーザー数」、評価指標 6 を「子育てに関する不安や負担を感じる割合」といたしました。

施策の③子育てしやすい支援体制の充実と④ひとり親家庭等への支援の充実での具体的目標を「相談支援やサービス提供の充実が図られているか」としまして、評価指標 7 を「子育て支援事業の利用状況の割合」、評価指標 8 を「子育て環境や支援に対する満足度」、評価指標 9 を「子ども・子育て支援の充実に対する満足度」、評価指標 10 を「ひとり親家庭の暮らしの状況」といたしました。

次のページでは、基本目標 3「子育て家庭を地域みんなで応援するまち」の評価指標となります。施策の①安全・安心なまちづくりの推進と②地域における子ども・子育て支援の推進での具体的目標を「地域ぐるみで子育てできる環境が推進されている」としまして、評価指標 1 を「地域子ども育成リーダー認定者数」、評価指標 2 を「子育てグループ活動の参加状況」、評価指標 3 を「子ども・子育て世帯への支援、サービスの割合」、評価指標 4 を「あきる野市をどんなまちにしたいか（子どもを育てるのに適したまち）の割合」といたしました。

施策③仕事と子育ての両立の推進での具体的目標を「仕事と家庭生活の両立に向けた支援体制が整備されている」としまして、評価指標 5 を「ワーク・ライフ・バランスの認知度・理解度の割合」、評価指標 6 を「女性が出産後に離職した割合」、評価指標 7 を「男性の育児休業取得率」、評価指標 8 を「父親の育児休業を取りにくい雰囲気があった割合」といたしました。

資料 1 の表に戻っていただき、(1) の②評価については、令和 6 年度の参考値から、方向性としての目標（増加、減少、現状維持）を定めまして、計画の最終年度に評価いたします。ただし、評価指標によっては、毎年度確認できるものもありますので、それにつきましては、毎年度お示ししていきたいと考えております。

続きまして、(2) 各事業の実施報告について、計画書の 49 頁にあります全 72 事業のうち、第 5 章の地域

子ども・子育て支援事業を除きました 56 事業の取組状況を文書で報告いたします。具体的な報告内容としまして、各事業の取組状況、数値化できる事業であれば実績値、取組状況に対する課題、課題に対する次年度に向けた取組について報告し、進捗管理をしていきたいと思っております。

続きまして、2「第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業」につきましては、「確保内容」に対する実績値及び事業実施状況、「確保方策」に対する検討内容、事業実施における課題、課題に対する方向性を、それぞれ文書でお示ししていきたいと考えております。

第3期計画の評価についての説明は以上となります。

続けて、事前質問のNo.1 からNo.3 - 1 の回答をさせていただきます。

質問No.1 について、先ほども説明させていただきましたが、今回のアウトカム評価は、これまでの事業の進捗状況の評価ではなく、目標に対する「成果」や「影響」がどの程度なのか、また、どの方向に向かっているのかを評価するため、評価指標については、定性的なアンケート調査の結果等に加えて、定量的な調査結果も資料としております。アウトカム評価で期待される効果としましては、より具体的なデータに基づく情報が得られるため、客観的な評価ができること、また、子どもや保護者の方からのアンケート調査を評価指標としていることから、よりの確にニーズを把握することができると考えております。

質問No.2 について、「プロセス評価」につきましても計画を総合的に評価していく上で、必要と考えております。先ほども説明いたしました、第4章の各事業につきましても、事業の取組状況、数値化できるものであれば実績値、取組に対する課題、課題に対する取組を検討し、お示ししていくことを考えております。

質問No.3 について、1つ目の質問は、先ほど説明しましたとおり、可能な限り数値化された定量的な評価指標とアンケート調査などによる定性的な評価指標を組み合わせる評価を検討しています。2つ目はご意見としていただき、3つ目はご指摘のとおり、アンケート調査だけでは実態を把握することは難しいですが、現在策定中の「こども計画」では、直接子どもたちから意見を聴取し、施策に反映できるよう検討しております。こども計画は、子ども・子育て支援総合計画と連携をしていく必要があることから、子どもたちから聴取した意見も踏まえて評価していくことも考えていきます。

No.3 - 1 について、先ほど一部説明いたしました、PDCA サイクルに基づき、毎年事業の取組状況や課題等の点検・評価、進捗管理を行い、本会議にて報告させていただきます。

委員長

ご質問、ご意見いかがでしょうか。

委員

何点か質問があるのですが、利用者のアンケートみたいなもので、利用者のサービス満足度や生活がどう変わったのかなどの聞き取りをすることはとても大事なことです、この表を見る限り、アンケートの実施が5年ごと、2年ごとになっていて、ここはもう少しきめ細やかに利用者の声を聞き取るという方向性はないのかというのが1点目です。そしてもう1点目は、基本目標1の中の放課後の活動支援が充実されているかについてですが、ここにはアンケートという項目が入っていません。ほかのところには入っていますが、ここにだけないのはなぜでしょうか。もう1点はアンケートのことに限らず、例えばですが、最終ページの項目6番の女性が出産後に離職した割合をアンケートで調べるということですが、割合を調べるのも大事なことです、例えば、何で離職しないといけなかったのか、何があれば離職しなくて済んだのかというのが大事なポイントであり、そのために我々はどんなサービスが必要なのかを考えることが評価なのかと思います。割合だけ調べて終わりでは意味がないと思います。今のはアンケートの活かし方の一例ですが、ほかの項目も全て単にアンケ

ートをして数を出して、例えば保育のことで見れば待機児童が増えた、減った、というのだけではなく、そこからどんなサービスを提供していくのか、必要なのかというのも聞き取っていかないとアンケートの意味がないかと思います。

まとめますと、利用者に対するアンケートはきめ細やかに頻繁にやるべきだと思いますし、そこで出てくるのは数字だけではなく、何が足りないのか、何を求めているのかというのを引っ張り出す必要があると思います。後は、放課後の活動支援のところにもアンケートを入れていただきたいと思います。

委員長

ご質問、ご意見、ご要望がありましたが、事務局の方はどうでしょうか。

事務局

ご質問等をいただきありがとうございます。指標を出させていだいたところですが、基本的には、現在行われているアンケートで、できることの部分を評価指標としている状況になっております。

子ども・子育て支援総合計画を策定するに当たっては5年に1度アンケートを行っています。また、2年に1度市民アンケートを行っており、そのほかにも、保健福祉施策のところでも5年に1度アンケートを行ったりしているところです。その中で子どもに関するものを評価指標としている現状であります。

アンケートを頻繁にできないかというご質問、ご意見につきましては、この会議の中で、「できます。」というお答えができないですが、ご意見として、参考とさせていただきます。

委員

放課後の部分に関してはアンケートにないため、指標に記載がないということではよろしいでしょうか。

事務局

放課後の活動支援が充実されているかの部分になるかと思いますが、この部分に関してはアンケート調査の中で放課後の支援というのが直接的に見て取れるものがなかったため、今回は載せておりません。

委員

新しく評価の方法を変えるというご提案をいただいて、とても前向きな第一歩だと思います。現状ある評価だけで済ますというのは中々効果的にはならないかと思います。サービスを提供している事業者は利用者の声を直接聞いているわけなので、新しくアンケートをやるのではなく、そういった利用者の声を聞き取っていくことなど、今回の評価に向けて考えていただければと思います。

要は、利用者の声を聞かない限りは、あくまで我々が独りよがりで行っている施策になってしまいかねないので、利用者の声をさらに聞く必要があるかと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

委員

今の話ですが、確認する方法が事務報告書とアンケートになっていますが、事務報告書の中には現場の声が反映されてないということではでしょうか。いつ何をやったかの数字を並べているだけででしょうか。事務報告書の中に定期的に利用者の声を入れていればアンケートを取る必要はないと思います。毎月やっていればそんなに難しいことではないと思います。事前の質問でも出させていただきましたが、報告する部分に最初から数字しかないというのはイメージがしばらく、数字が全てというのは、「現状全然離れていく」「どんどん離れていく」

「現状維持」「去年と同じ」みたいな感じになりやすいです。実際になっているような感じがあったりなかったりするので、その辺はちゃんと日々の事務や作業の中に入れていけば、わざわざアンケートを取ったりしなくてもいいのではないかと思います。現場のみなさんがどんな意識で働いているのかは分かりませんが、変えていかない限り、アンケートを取ったから分かるわけではない、アンケートを数値化させる、結局数字に落とし込むというのでは、この会議でも委員が言っている、今生きている人の声を聞いてくださいというのが活かされていないような気がします。現場で働いていたりいわゆる一般企業は稼ぎという問題がありますので利用者やお客さんのことを気にし、資料や情報を集める意識で働いているので、何でも数字を書類にするっていうような印象を受けてしまうので、その辺は日々の作業の中に入れてしまうというような形でお願いできればと思います。

事務局

事務報告書につきましてですが、毎年各部署が事業の実績を数字などで報告しているというものになっております。今回アウトカム評価をする中で、定性的なものという形でアンケート調査などではかる部分、定量的なものという形で事務報告書ではかる部分、こういったアンケート調査の結果や事務報告書の数字などの中から施策や基本目標の方向性が達成できているのかという評価をしていく指標として挙げさせていただいているというのが現状となっております。これまで各事業ごとに、例えば説明会の数などによって評価をしていましたが、それが基本目標に対してどうだったのかというのが分からないため、今回基本目標ごとに具体的目標を示すことで、こういったことがクリアできるのではないかとして挙げさせていただいている状況です。

委員

放課後子ども教室のところに実施回数と記載があるのですが、児童館事業と同じように参加児童数の記載があれば何か分かることがあるのではないかと思います。理由として、娘が今3年生で、1、2年生のときは通っていたのですが、3年生になって急に行かなくなった、すごく楽しみにしていたのですが行かなくなりました。娘の登下校の迎えに行ったときに放課後子ども教室を利用していた娘の友だちに行かないという話をきいていたので、その理由を聞いたら、行ってもつまらないからということでした。3年生くらいになると放課後子ども教室がつまらないという意見がすごく多くて、娘に聞いても今までクラスの結構な子が行っていたのが、先週は3年生は3人しか来ていなかったということでした。誰かが行かなくなり、お友達が少なくなればなるほど、私も行かないという形になるのかなと感じていて、何が行きたい理由になるのか、せっかく放課後子ども教室があって、学校でみんなで遊べるのに、それをもったいないとすごく感じました。娘も工作が好きなので、家でできないことをやるから行きたいけれども、友だちが少なくなってきたのでなんとなく楽しいけどまあいいかなという感じになっていったのが現状です。同時に学童に関しても、娘の友だちに話を聞くと、学童に行っている人数がすごく減っている。実際に3年生くらいになって鍵を持てるという理由もありますが、鍵をまだ持たせたくなく、家で留守番をさせたくない保護者からすると、段々、学童に行ってもおもしろくないと言われて、周りの友だちがいない中、私も僕も行きたくないとなってくると、保護者としては家に帰らせたくはないけれど、子どもが同じ学年の子がいない中に行くのが嫌だ、という子がすごく増えてきて困っているという意見があったので、評価や今後の方向性など検討していただく中で参考になればと思いお話をさせていただきました。

委員

アウトカム評価というところで、評価というのが聞こえとして良いのか悪いのか、できたのかできなかった

のかというゼロか百かみたいなイメージが強いと思っていて、一人ひとりの市民の方に応えることは当たり前のことだと思いますが、大変だと思いますが、声を挙げられたことに対してこれからも応えていただきたいなと思います。

委員

評価というのはすごく大切だと思っていて、これをいかに見える形にするかっていうのでより良い施策、現場の利用者の声が反映されてより良い市政ができるというふうになると思いますので、ここは力を入れて丁寧にやっていただきたいなというふうに思っています。この評価が悪いという悪いことのように、一見成績表のような形で思われてしまうかと思うんですけども、そうではなく、いじめとかも今件数が多いから悪いというのではなく、それだけ見つけられているというのが良いことだというのがありますけれども、そんな形で、むしろここで悪い、上手くいっていないことをあぶり出すことによって、それを見つけれられたということは改善できる、という希望の方にいく事だと思っていますので、見る人にもそういうふうな目で見てくださいうのを明示した上で、こういうような評価ができてどんどん悪いところを見つけて、上手くいっていないことをあぶり出すような形にさせていただけたらと思います。数値を色々、人数とか入れていただいているのですが、人数だけ入れていてもそれがどれくらい増加とか減少とかありますけど、どれくらい変わっているのか、全然把握ができないので、そういうところがどれくらい増加したのか減少したのか見やすいように割合で表示していただいた方が、分かりやすいのかと思います。割合にできないところはしょうがないと思うんですけども、割合のできるのであれば、利用できる人が何パーセントいて、実際に何パーセント利用しているという形で、それがどれくらい割合で動いて、減少しているからこれはいらない支援なのではないか、というところも評価できるとしますので、そういう形で評価が見れるといいのかと思います。

委員長

学童の質の問題が出ていますが、副委員長何かコメントありますでしょうか。

放課後子ども教室や学童クラブが年齢、学年が上がると利用が減って、理由としてあまりおもしろくないからということがあるみたいですけども。

副委員長

学童クラブの3年生当たりから減るというのは見えています。なぜかという、1年生が一番人数が多く、大体120名近くいます。遊びの中心、焦点は、人数の多い1年生に当たっていきます。また、3年生になってくると下の子の面倒を見たりすることもありますし、友だち関係を重んじてきます。そういうところもあります。また、習い事に通っている子も多くいます。児童館行事で囲碁教室、切り絵教室、卓球教室をやっており、上の学年の子たちも結構希望してくるのですが、今日は塾がありますとかで断りをいれてきます。家庭の方でその当たりを方針として子どもに身につけさせたいというので、そのようにやられていると思います。放課後子ども教室も、行きたくないという子もいます。子どもの中にも静かにやりたい、みんなでしゃべりたいなど色々パターンがあるということも感じます。ということで、子どもたち、3、4年生くらいになってくると家庭の方針もあるでしょうけれども、そのような変化が起きてくるのは事実だと感じています。それを認めていき、良い方向で家庭の方針で育っていけばいいかなと思っています。

委員長

補足をしておきたいと思います。今の学童や放課後子ども教室に関してはこの指標としては数になっていま

す。おそらくそれを補足する意味合いでは、今は子どもの声を聞くということは大変注視されていますので、実際に学童や放課後子ども教室を利用している子どもさんの声をどう拾って、それを中身の改善につなげるか、ということを経営を今後組み込んでいかないといけないと考えています。

まず、評価そのものについて申し上げますと、一昨日の板橋区の会議では、ここまで示されておらず、おそらく私の知る限り、あきる野市が今後新しい評価をやろうというアプローチはかなり先進的なんだろうと思います。納得されるかどうかは別ですが、これを東京 23 区に比べてもかなり進んでいる評価指標だと思っています。少し整理をしておきますが、評価というのはただ結果がどうというのではなく、例えば利用者と子ども、或いは子育て家庭にとって、それがどういうすばらしい意味をもっていくのか、そこに向かって事業が動いているわけですから、少しでもそういう実現できているかというものを、一応ちゃんとこれは見える化しないといけない。誰のための何のための評価なのかという原点を踏まえつつ、ただ今まではアウトプット評価だったので、例えば相談件数 200 件目指しますとか、子育て相談件数の件数が増えれば良いのか、それは悩んでいる人が増えているから件数が増えているのではないかという見方もありますし、大事なことは件数が増えることだけではないということです。相談しやすい体制をつくれば相談件数は増えるかもしれませんが、それはあくまでも一つのアウトプットに過ぎず、大事なことはそれによって相談した方の悩みがどこまで軽減できたのかという、その先の話です。それをアウトカム評価と言っています。アウトプット評価はただ生み出されたもの、アウトカム評価というのはそれによって何が変わったのか、何が良くなったのか、ということで、今までアウトカム評価というのはあまりありませんでしたので、ほとんどの計画においてはだいたいアウトプット評価で、何を何箇所目指しますとか、人口が今 7 万 5 千人だから 5 年後には 8 万人目指しますとか、数字で示すことが多かったのです。もちろんそれも大事ですが、大事なことはそのことによって最終的に市民、子ども、保護者の方にどれだけプラスのメリットが生まれたかという成果なので、そこになるべく着目しようというのが今回の新しい取組になるかと思っています。

そういう意味では例えば具体的に申し上げますと、保育所待機児童数が参考値で令和 6 年 8 人となっています。従来のアウトプット評価でいけば、8 人を 0 人にするというところしか動きはないのですが、これ既に板橋区も 0 人なんですけれども、5 年後も 0 人と書いていたのでそれはおかしくないですかと、なぜかというところ、その 0 人が究極の目標ではなく、今の待機児童のカウントというのは数年前に厚労省がかなり勘案して、潜在待機児童を外してしまったので、実は潜在待機児童まで考えれば、表向きは 0 人だけど、実質的には 0 人ではないかもしれない。もっと言うと、板橋区だと第 20 希望まで取り、第 20 希望で入れたのなら待機児童ではないと、そうするとただ待機児童が 0 人になったのではなく、せめて第 3 希望までに入れて 0 人になるかとか、よく言われるように、きょうだい関係においても希望する限り同じ園にきょうだいで通えと、ただ、今の待機児童ゼロというのはそんなことは関係なしにどっかに入れていけば待機児童ゼロとなります。つまりゼロであればいいのではなく、ゼロの向こうにもう少し丁寧な、本当に子どもにとって、子育て家庭にとってさらに望ましい姿があるわけですので、ゼロという数字だけではなく、そういう部分までを成果として考えましょうという考え方がアウトカム評価のベースなのだろうと思っています。

そういう意味ではアウトカム評価の評価指標となっておりますが、私は成果指標とした方がいいと思います。今回はこの 4 月から始まった 5 年の計画で、令和 11 年度までを一応見通していますけれども、もしその途中で、例えば待機児童がゼロになったら目標を達成したと終わるのではなく、今言ったようにゼロの先の丁寧なところが成果指標になるというようなことですね。学童クラブについても待機児童ゼロで目標達成ではなく、利用する子どもにとっての魅力はどうなのかという視点が次の目標値にならないといけないので、そういうダイナミックな形で捉えていただく必要があるだろうと思っています。

それからアンケート調査も色んなご意見出しましたが、中身の善し悪しはありますけれども、アンケート

調査が一つ大事なのは定年比較できるということで、5年に1回調査をやっても5年ごとにどう変わっていくか、つまり項目の善し悪しだとか、同じ項目で質問していつそこに変化が出るということは、これはなんかの動きがあったと考えることができますので、そういう視点からアンケートは有効だと思っています。ただ、行政的には手間も予算も費用も掛かりますので、しっかりとした市民調査というのは5年に1回程度だろうと思います。今はとても便利な時代なので、その間2年に1回ぐらいはWebアンケートが今簡単に費用が掛からずにできますし、或いは保育施設関係でいえば幼稚園、保育園、認定こども園などに協力を求めて保護者にアンケートを取ってくださいと、いうことで園もWeb対応できますので、Webアンケートをして、そうすると集計もWebでできますので、そんな大がかりな調査ではなく、いくつかの重要指標について、簡単な調査は毎年Webでやれば手間も費用も掛からずできますので、5年に1回の調査の間を埋めるような工夫ができる状況になっているので、そういうことを考えていただくと良いのではないかと思います。いずれにせよ、このアウトカム評価というのはこれから進んでいく世界で、ある意味、非常に先駆的に取り組もうとされているので、前に進んでいくためのご意見等をいただければと思っています。

②あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について

事務局

あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について、ご説明いたします。

資料2-1をご覧ください。1号定員は満3歳以上の認定こども園や幼稚園などに通う教育標準時間認定の児童であり、定員を変更する施設は、草花幼稚園となります。次に、2号は3歳以上の保育所や認定こども園などに通う保育認定の児童、3号は3歳未満の保育所や小規模保育施設などに通う保育認定の児童であり、定員を変更する施設は、光明第六保育園となります。変更予定日は、令和8年4月1日であります。変更内容は、1号定員20人、2号定員4人、3号定員4人の減員となります。

資料2-2をご覧ください。上の表が1号認定子どもの定員増減予定内訳表となります。一番上が、令和6年10月時点での在園児数、その下が令和7年10月時点での在園児数です。その下は、変更前の定員数と変更後の定員数、一番下が増減数となります。草花幼稚園は、満3歳児10人、3歳児20人、4歳児20人、5歳児25人の合計75人でしたが、在園児数が減少したことから、令和8年4月1日より3歳児5人、4歳児5人、5歳児10人の合計20人を減員し、合計55人定員といたします。下の表が2・3号認定子どもの定員増減予定内訳表となります。表の見方は、上の表と同様となります。光明第六保育園は、0歳児8人、1歳児から5歳児までが10人ずつの合計58人でしたが、在園児数が減少したことから、令和8年4月1日より1歳児2人、2歳児2人、3歳児2人、4歳児1人、5歳児1人の合計8人を減員し、合計50人定員といたします。

説明は以上となりますが、事前にいただいたご質問にお答えいたします。

配布資料「事前質問・意見まとめ」をご覧ください。この議題に関していただいているご質問は、8番から10番までとなります。

8番、参考に、近い将来閉園を予定しているすぎの子保育園、屋城保育園の現在の園児数を教えて下さい。また閉園に向けた準備（受け皿の確保、保護者、地域の理解等）は順調に進んでいますか。というご質問をいただいております。

すぎの子保育園につきましては、11月1日現在、在園児が5歳児1名のみで、今年度末に卒園されますので、令和8年3月をもって閉園を予定しております。令和5年度に受入れ停止を決定する際には、保護者や地域の皆様に向けた説明会を開催し、様々なご意見を頂戴いたしました。現在のところ、戸倉西部・東部自治会長様にも、丁寧に説明をしながら、閉園に向けた準備を進めているところです。10月18日に開催した運動会

では、地域の方や卒園された方など、大勢の方が来園されました。詳細は未定ですが、保護者や地域の思いを受け、閉園式の開催も予定しております。

屋城保育園につきましては、11月1日現在、在園児が2歳児10名、3歳児9名、4歳児15名、5歳児13名の合計47名となっております。現に閉園間近であるすぎの子保育園と異なり、屋城保育園の場合は、少子化による児童数の減少への対応策として、公立保育園の定員での調整を市の方針としてきた経緯から、保育のニーズ量や待機児童数などを注視しながら、調整を図っている段階であります。このため、具体的な閉園に向けた準備は、まだ進める状況ではありませんが、既に決定している受入れ停止年齢につきましては、在園児の保護者への周知や下の子が屋城保育園に入所できなくなる際その他園への優先入所措置など、現段階で必要となる対応をしているところです。

9番、ころりん村幼児園の現在の園児数を教えてください。というご質問をいただいております。11月1日現在で満3歳児1人、3歳児1人、4歳児9人、5歳児11人の合計22人となっております。

10番、2、3号認定子ども定員増減内訳を見ると1歳児は今年度10月で9名となっております、需要はあるように思えますが、今後の見通しとして利用児の定員を減らしても大丈夫なのでしょうか。というご質問をいただいております。昨年度との比較においては、在園児数にあまり変化がなく、また、年齢によっては定員が充足している年齢があるのは、おっしゃるとおりです。しかしながら、園全体として見ると、以前から定員割れが生じており、令和3年度から比較すると年間平均の在園児が10人以上減っているという状況がありました。これは、定員規模が小さい園としては、かなり深刻な状況であり、令和4年度には、認定こども園化なども検討されましたが、様々な選択肢を視野に入れて検討した結果、今回の定員変更に至っております。

五日市地区は、特に少子化が顕著となっている傾向がありますので、この定員変更が影響して、待機児童増となることは想定し難いところですが、想定外の事態により、園の所在地域に待機児童が生じた場合は、定員の弾力運用による受入れも園と協議した上で対応してまいります。また、一度減らした定員は、二度と増やせないということではありませんので、もし、需要が増え、園にとって嬉しい悲鳴となれば、再度定員を増やすことも、園と相談しながら、柔軟に対応してまいります。

委員長

この2園の利用定員減というのは2園に限らず、あきる野市で乳幼児人口が減ってきているということの現れだろうと思います。また、ご質問にもありましたが、利用定員は今5名刻みになりまして、つまり、利用定員を下げれば1人当たりの単価が上がる。以前は10人刻みだったのですが、5人刻みになっているので、限りなく実員に近い形で利用定員を設定しないと実際の子どもよりも利用定員が多いと単価が低くなり、収入が少なくなるという問題があるので、5名刻みで単価に恩恵が得られて、経営的にはその方がメリットかなと、そういうご理解をいただければ良いのかなと思っています。

③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

事務局

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、ご説明いたします。

資料3-1をご覧ください。子ども・子育て支援法等の法令では、第三者の意見聴取を必要とする事項が規定されており、本市では、子ども・子育て会議において意見聴取をさせていただいております。本事業では、計画・認可・定員の3点について、意見聴取が必要となっております。

資料3-2をご覧ください。こども誰でも通園制度の利用需要と提供体制についての計画となります。これ

につきましては、ニーズ把握の推計や必要量の把握が困難であることから、国の通知により認められている「代用計画」という形をとらせていただきました。令和7年2月18日の子ども・子育て会議でお示しさせていただき、第3期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しまでの間に軌道修正を図っていくという前提で、当面の代用計画として策定することをご理解の上、ご承認いただいたところです。

資料3-3をご覧ください。そもそも、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）とは、どういうものなのかについてのご説明となります。本事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として創設され、令和8年度からは「給付制度」として、全ての自治体で実施が義務化されます。本市では、その義務化に先駆けて、令和6年度から、類似事業である東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金」を活用し、こども誰でも通園制度の試行事業として「未就園児の定期的な預かり事業」に取り組んでまいりました。こども家庭庁では、こどもにとって、保護者にとって、事業者にとって、それぞれがご覧のような意義がある制度として進めております。

一時預かりとの違いが分かりにくいところですが、一時預かり事業が、保護者の病気や親族の看護、育児疲れによるリフレッシュなど、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的とされております。事業者が本事業を実施する方法としては、施設が専任職員を配置し、定員を別に設けて預かる「一般型」、施設の空き定員の枠を活用し、在園児と合同で預かる「余裕活用型」の2通りがあります。

資料3-4をご覧ください。本市における具体的な事業実施内容となります。国では、制度の利用可能枠として「こども1人当たり月10時間まで」と定められておりますので、これをベースとした内容が表の左の「国事業のみの場合」となります。本市では、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金」がこれまでどおり活用できるのであれば、国事業の利用可能枠に上乗せした形で事業を実施する予定ですので、表の右の「都事業による上乗せを想定する場合」をメインに計画しております。対象児童は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までの乳幼児となります。

現在、都事業では、これよりも幅広い対象としており、本市の試行事業では、生後57日目から3歳になる年度末までを対象としている関係で、このズレが来年度どう取り扱われるのかが、東京都からまだ示されていないため、「仮」とさせていただいております。実施場所は、市が認可を予定している施設となります。利用可能枠は、現在、都事業では、「こども1人当たり月160時間まで」となっておりますが、スタートとしては、0・1歳児については整備量を鑑み、週2日以内の利用を原則とし、2歳児については週2日以内を基本としながらも週5日までの利用を可能とすることを想定しております。利用方式は、毎週指定曜日に利用する定期利用と利用日毎に予約する柔軟利用の2通りがありますが、一時預かりとの棲み分けを明確化するため、定期利用を原則とすることを想定しております。利用者負担額は、東京都が定める上限の範囲内で実施施設が設定しますが、都事業により無償化となる予定です。

以上の想定をしておりますが、実施施設の運営費となる令和8年度の国の公定価格や都の補助内容が現段階では示されていないため、「暫定版」とさせていただいており、今後の国や都から示される内容により、変更となる場合がありますので、ご了承をお願いします。

資料3-5をご覧ください。本事業の認可は、市が行うこととされており、その最低基準を条例で定める必要がありますので、本市では、国の基準に準拠し、あきる野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を令和7年9月議会に上程し、制定いたしました。

資料3-6をご覧ください。条例制定後、速やかに認可申請の受付を開始し、「一般型」により事業を実施し

ようとする 10 施設からの申請を受け付けました。合計の定員は、0 歳児 10 人、1 歳児 33 人、2 歳児 92 人の合計 135 人となります。本市では、市内の既存施設のみを認可の対象としており、どの施設も、それぞれの施設の基準に適合し、これまでも適正に運用されている施設であります。この後、設備の基準等を確認するため、年内を目途に現地確認を行う予定であり、また、今後の国や都の動きによって事業内容に変更が生じることもあるため、これらの要因によって、各施設の定員等の内容に変更が生じた場合には、報告させていただきます。

資料 3－7 をご覧ください。今後のスケジュールとなります。一般型認可施設につきましては、この後、現地確認を経て、令和 8 年 1 月に認可を予定しております。余裕活用型認可施設につきましては、保育施設の令和 8 年 4 月入所の一次選考の結果が確定する 1 月に、各施設の定員の空きの見込みを踏まえて認可申請の受付を行った後、2 月に子ども・子育て会議で改めてご説明させていただき、3 月に認可を予定しております。

認可に加え、子ども・子育て支援法に基づく給付対象者としての「確認」を市が行う必要もありますが、10 月に国の基準の暫定版が示されたばかりであり、確定版の公布を待って、これに準拠し、「あきる野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を 12 月議会へ上程し、条例制定後に、速やかに確認を行っていく予定です。認可と確認により、施設が行う手続が完了しますが、本事業をご利用いただくためには、子ども・子育て支援法に基づき、市が保護者に「認定」を行う必要がありますので、令和 8 年 2 月に制度周知と認定申請の受付を開始する予定です。

非常にタイトになりますが、以上を完了させて、4 月から本格実施をする必要があります。

資料 3－8 をご覧ください。試行事業における年齢別利用状況となります。上の表は、10 月 1 日現在の利用契約状況から利用時間・日数の統計をとったデータとなります。0・1 歳児については、利用時間にばらつきがあり、日数は週 2 日以内の利用が多く、週 4 日以上の利用は少ない状況ですが、9 月からは都事業による第 1 子無償化を開始しましたので、今後の利用ニーズが推測できないところです。2 歳児の利用時間は、4～6 時間に集中しており、日数は週 5 日の利用が多い状況です。下の表は、昨年度の年間の実利用人数から同様の統計をとったデータとなりますが、やはり傾向としては同様となります。このような傾向があるため、2 歳児については、整備量として見込んでいる 92 人に余裕活用型を加えた定員で対応できることが見込まれますので、週 5 日までの利用を可能とする考えであります。

一方で、0 歳児については 10 人、1 歳児については 33 人に、それぞれ余裕活用型を加えた定員が整備量として見込まれますが、日数が多い利用が増えることによって、特定の方だけが利用している状況になってしまうことが懸念されますので、希望する多くの方が利用しやすい制度とすることなどを考慮し、週 2 日までの利用を原則とする考えであります。これは、飽くまで、都事業がこれまでと同様に継続されると仮定した場合の考えではありますが、以上の形で事業の開始に向けた準備を進め、開始後の実績を鑑みて、年齢ごと利用可能日数の増減などにより、適宜、需給調整や計画の軌道修正を図ってまいります。

説明は以上となりますが、事前にいただいたご質問にお答えいたします。

配布資料「事前質問・意見まとめ」をご覧ください。この議題に関しておいていただいているご質問・ご意見は、11 番から 30 番までとなります。

11 番、0 歳、1 歳児については、保護者の希望、こどもの状態によっては、一定期間の「親子登園」が必要であり、柔軟な対応をお願いします。（特に低年齢児）というご質問をいただいております。国の考え方として、「慣れるまで時間がかかるこどもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とするが、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意すること」とされております。市としては、この考え方に逸脱しない範囲で、各施設で柔軟に運用できることが望ましいと考えております。

13 番、この制度は特定期間を設ける「〇ヵ年計画」ではないと理解していますが、「国通知により中間見直

しまでは代用計画で可」とある「中間見直し」というのはいつのことなのでしょう。というご質問をいただいております。中間見直しにつきましては、令和9年度中に検討することとなりますので、本格実施初年度である令和8年度の実績を踏まえて検討し、本計画に盛り込むことを想定しております。

14番、この資料は令和6年度第6回会議の事前配布資料4の内容と全く同じですが、国事業のみにについての資料ですか。策定済みであるにもかかわらず、「必要定員数（整備量）」欄以外、全ての年度で「見込み・計画数」欄が空欄なのは、全てが「新規整備」ということなのでしょう。今回の会議に先立ち、前述資料及び同時配布の資料3を見直しました。「必要定員数（整備量）」をネット検索しますと、「施設が受け入れ可能な子どもの数（定員）」「自治体の判断で、受け入れ施設数やそれぞれの施設が受け入れ可能な子どもの定員を決定します」「国が定める基本的な指針や基準はありますが、具体的な必要定員は、最終的に地域の実情に応じて自治体が計画を立て、個別の施設に落とし込むという流れになります」などが出てきますが、表にある数値との関連が掴めません。この表の数値は実際にはどのように使われるのでしょうか。国事業であれば、実際に5時間程度のニーズが高いことから月2日利用を想定し、「利用者数（ニーズ）」を乗じて、「必要受入日数」を算出しているのは理解できます。そこから「必要定員数（整備量）」を算出する為に「定員一人1月当たりの受入可能日数は22日を基本」として「必要受入日数」を22日で除していますが、この「22日」というのは「通常保育を受けている子どもの1ヵ月の保育日数」と関係があるのでしょうか。というご質問をいただいております。代用計画は、国の指針では、暫定的に国が定める利用可能時間である月10時間の提供を前提にすることとされているため、おっしゃるとおり国事業のみを想定して算出した資料となります。令和7年2月18日の子ども・子育て会議で、案として配布させていただいた資料を、策定済のものとして、参考で再度配布させていただいた資料となります。国の様式をそのまま使用している形になるのですが、分かりにくく申し訳ございません。「うち新規整備」という欄は、「必要定員数（整備量）」の項目のみに記載が必要となる数字でありまして、その他の項目につきましては、新規整備であるか否かにかかわらず、市全体としての数字となっております。「22日」という数字につきましては、基本的に各施設が月曜日から金曜日までの事業実施を想定していることから、1月当たりで考えると、平均22日程度受け入れられる日があるという考え方となっております。数値が実際にどのように使われるのかというご質問に対しましては、本市では、試行事業においても、実施施設の可能な範囲内で週5日までとしていることから、国の指針どおりに策定した代用計画の考え方との乖離が生じている状況がありますので、関連がつかめないというのはごもっともなご意見であります。しかしながら、今後、都事業による上乗せがどのようになるのかが分からない中では、一旦は国事業のみを想定した数値とせざるを得ないところでした。この課題については、現段階では、今後の国の考え方を踏まえ、事業開始後の実績を鑑みて、計画の軌道修正を図っていくしかないと考えております。

15番、利用者はどのような方法で予約をするのでしょうか。（窓口やスマホなど）というご質問をいただいております。まず、国が「こども誰でも通園制度総合支援システム」という、利用者がスマホからシステムを介して予約をすることができるシステムを構築しています。しかしながら、国のシステムなので、本市のような都事業の上乗せを検討している自治体にとっては、月10時間までは国のシステム管理、これを超えたらシステム外管理というように、かえって複雑化してしまうことが懸念されております。当初は、国の考え方として、システムの活用が必須である認識でいましたので、システム予約を想定してはいたのですが、最近の問合せに対しては、システムの活用は必須ではないという回答がありました。これを踏まえて、近隣自治体とも相談していますが、どの自治体も急ピッチで条例整備や認可事務などを進めなければならない中で、システムの活用の是非については、まだ結論を出せず、本市としても悩んでいるところです。明確なお答えができず、申し訳ございませんが、検討中となりますので、結論が出ましたら、改めてご報告させていただきます。

17番、保育士や職員確保の見通しは十分でしょうか。保育士不足の声が多方面から聞こえてきます。という

ご質問をいただいております。人件費の予算面につきましては、月 10 時間までの利用分は、国が公定価格を定めることとなりますので、その分と、東京都から示される補助内容によって、上乗せ分の補助金の計上を予定しております。各施設においては、条例で定める職員配置基準を満たす職員を配置することとなります。また、質の確保という部分では、国の基準では半数以上、都の基準では 6 割以上が保育士資格を有する必要があり、無資格者の場合、子育て支援員研修の受講が必要となるため、これを満たせるよう、各施設で計画していただいております。市では、認可等の事務において、各施設が設定する定員に見合った職員が確保できているかを確認しております。

18 番、不規則な利用者の受入れによる職員の負担への対応と事故へのリスクへの対応について、ご質問をいただいております。こども誰でも通園制度においては、こどもによって在園時間や利用頻度が違うので、通常の保育とは異なる負担が想定されるところではあります。これに対する対応として、例えば、こどもの安全・安心の確保と職員の負担軽減の観点からも、通園の初期には、親子通園を取り入れることも可能です。また、事故へのリスクという面で、安全確保は、基本的には在園児と同様の対応が施設に求められるところです。各施設では、安全計画を策定しており、これに従った対応をすることで、こどもの安全の確保を図っていただいております。

19 番、希望する園に通えない場合の対処について、ご質問をいただいております。各施設の定員があるので、当然希望する園に通えない場合も生じます。これは、通常の保育施設の入所でも同様ですが、お住まいや家庭の状況などによって、他の空きがある園の利用はできないのかどうかといったマッチングを図っていくことで、極力多くの方にご利用いただけるよう努めてまいります。

21 番、この条例には個人情報保護に関する記載が見当たりません。また、「秘密」というのは主観的で漠然とした感じを与えますので、「個人情報」とするほうが良いのではないのでしょうか。というご質問をいただいております。個人情報保護に関する規定は、個人情報保護法等の法令の適用下となりますので、個別の認可基準条例には、特段規定しておりません。また、いわゆる職員の守秘義務を規定する際には、義務が課される内容としては、厳密には「個人情報」だけではないことから、この条例に限らず、他の例規においても、定型的に「秘密」という言い方で、基本的には統一されておりますので、ご理解をお願いします。

22 番、公布日はいつですか。というご質問をいただいております。公布日は、令和 7 年 10 月 1 日となります。認可の基準を定める条例のため、認可の開始に間に合うよう施行しております。

23 番、実施方式には一般型と余裕活用型がありますが、現時点では認可受付は一般型のみです。1 月に予定されている余裕活用型の認可受付では、どの程度の空き定員数を見込んでいるのでしょうか。というご質問をいただいております。余裕活用型は、現在 6 施設が認可申請をご検討されております。空き定員数の見込みにつきましては、まだ保育施設の令和 8 年 4 月入所の申込受付中であるため、予測が困難なところではあります。参考として、令和 7 年 4 月入所の結果が確定した後の当該 6 施設の受入可能数を見ますと、0 歳児 21 人、1 歳児 14 人、2 歳児 6 人でしたので、これと同程度を見込んでおります。しかしながら、当然空き状況は、毎月変動し、基本的には徐々に埋まっていくものとなりますので、待機児童を生じさせないことを優先するため、利用を希望している期間の途中でも利用終了となる可能性があることを条件として利用していただく形となります。

25 番と 26 番、0 歳児の受け入れは、57 日目からですか、生後 6 カ月からですか。というご質問と、終期は、満 3 歳未満ですか、3 歳児ですか。というご質問をいただいております。国事業の対象児童は、生後 6 か月から満 3 歳未満までの乳幼児となります。一方で、現在、都事業では、これよりも幅広く対象としており、本市の試行事業では、生後 57 日目から 3 歳になる年度末までを対象としております。課題として、令和 8 年度からは、市が事業の利用対象となる保護者に、子ども・子育て支援法に基づく認定をする制度となりますが、現

行どおりの対象年齢の範囲で運用することになりますと、認定期間と実際の利用可能期間に違いが生じることとなってしまったため、管理をしていくことが現実的には困難となります。このため、来年度からの対応を東京都に問い合わせしておりますが、まだ回答を得られていないため、決まりましたら、改めてご報告させていただきます。

27 番、本制度の利用希望者の「利用認定申請」開始は 2026 年 2 月の予定ですが、制度に関する判断と運用においては自治体ごとに異なる部分があると見聞きます。利用者が自治体に「利用認定申請」をし、自治体審査後に「利用認定証」と「こども誰でも通園制度総合支援システムのアカウント」が発行され、利用者がシステムに情報登録する流れのようですが、利用者が利用申請をする前に制度をきちんと理解できるようにするためにどのような方法で周知するのでしょうか。というご質問をいただいております。15 番の予約方法のご質問で回答したとおり、システムの利用につきましては、現在検討中で、まだ明確なお答えができないところです。10 月 23 日には、国による市町村職員向けのシステム操作研修がありましたが、その中でも、全国の自治体から膨大な量の質問や要望が出ており、それに対する回答もまだの状態なので、このような状況で、まず市の職員がシステムを理解し、施設にも覚えてもらい、かつ、保護者に理解できるように周知をするということが、認定を開始する 2 月までの僅かな間で、果たして対応できるのかというのは、不安であるというのが正直なところです。いずれにしても、保護者が円滑に制度が利用できるよう、限られた期間で、市としてできる努力をしていくしかないと考えております。

28 番、周知は広報、HP 等とありますが今対象のお子さんを育てている方は、みなさん知ることができるのでしょうか。各世帯、手紙などのお知らせがいくのでしょうか。というご質問をいただいております。各世帯へのお知らせにつきましては、費用面の問題もあるので、考えてはおりません。本市では、2 年間試行事業を実施してきた経過がありますので、これまでも、チラシ配布やホームページにより、周知に努めてきております。また、一時預かりの相談を受けた際に、こども誰でも通園制度の方がその相談者のニーズに合っている場合や、保育施設の入所の相談を受けた際に、もう少し先の入所を検討されている場合などは、保育課窓口やトラストルピア内の子育て支援総合窓口で、積極的に制度のご案内をしていくことが、本当に制度を必要としている方の利用につながれると考えております。加えて、各施設から保護者へのご案内等にもご協力をいただきながら、周知に努めてまいります。

29 番、先行して昨年から事業を開始している「あきる野市未就園児の定期的預かり保育事業」を実施した現場の感覚としては、来年度から誰通制度を本格的に開始した場合、実態は「一時預かり事業」を包摂したような状態になると考えられます。一時預かり事業を運用するためには、行政にとっても事業者にとってもかなり手間のかかる手続き等の負担があります。今後の実態もみながら柔軟な対応ができるよう検討をお願いします。というご質問をいただいております。国の考え方として、乳児等通園支援事業と一時預かり事業は、目的が異なるものであり、両事業は併存する考えであることから、市としても、現在のところは、一時預かり事業もこれまでどおり継続を予定しております。確かに、ニーズとして共通する部分がありますので、一時預かり事業の利用が一定数減り、こども誰でも通園制度を利用されるようになる可能性はあります。しかしながら、当該制度の対象外となる年齢の児童や、定期的でない一時的な利用を必要とする場合の受入れなど、一時預かり事業にも必要性があるところです。本格実施後の国の動向や今後の実態によっては、一時預かり事業のあり方についても、議論する必要が生じるだろうと考えております。

30 番、2 歳児の利用が突出しています。特に「週 5 日 6 時間以下」が目立ちます。どのような理由が考えられるのでしょうか。というご質問をいただいております。都内では、補助がある関係で、幼稚園や認定こども園の実績には、従来の満 3 歳未満の 2 歳児のプレ保育に近い形で、制度を利用されている方が多いことから、このようなデータとなると考えております。この点につきましては、委員から、もし補足があればお願いした

いと思います。

委員長

国も都も正式に決まっていない中で、膨大な資料を作って説明をいただいたかと思います。委員から補足があればお願いします。

委員

この大きな問題、課題なんですけど、この非常に細かい質問をされた方も素晴らしいし、今市からも素晴らしい説明をしていただきました。まず、最後の2歳児の利用が結局週5日6時間以下になっているのは何ですかということですが、これが実態なのですけど、国は月に10時間しか認めないということになっています。そもそもこの制度自体ですけど、0歳児という今まで恩恵がなかった人のための制度で画期的な制度です。仕事をしていない家庭のお子さんでも2歳児から、2歳児保育、プレ幼稚園などいろんな言い方がありますが、幼稚園に通っている方が多いです。特に満3歳になれば幼稚園に慣れます。東京都の方が利用時間を長くして、しかもそれを無償化したものですから、今までそれに通っていた人が自動的にこの制度に入るので、利用時間も人数もすごく多くなります。

皆さんの方に資料があるかと思いますが、これは市のデータで作っている資料で、あきる野市の4月1日現在の0歳から5歳の子どもがどこに行っているのかが分かる資料です。まず見ていただきたいのが、減り方で、5歳児が528人いますが、0歳児は365人ということで、急激に減っています。令和7年の実態を見たところ、2歳児でどこにも行っていない子は115名しかいません。7割以上がどこかの施設に行っているということで、この3割の方の半分以上はどこかの幼稚園などに通っているというのが実態です。1歳児はまだ始まっていないので、これからどうなるか、そして、国の制度では0歳児からですが、0歳児がどうなっていくかということところです。

東京都が先行して多様な他者との関わりの機会の創出事業で、国と比べて時間が長く、補助額も大きい、そして、去年の9月から無償化ということで、東京都が突出したことをやっています。それが国の制度になったときに、国の制度に戻るのか、足りないところを東京都が今まで通り補助をするのか、その最終的なことが分からないので、現場の我々もどうしたらいいかということになりますし、市の担当の方も色々想定して準備はしていますが正式なことは伝えられないという状況です。我々としては保護者の皆様も同じですけども、利用者は今やっている東京都の制度並みに来年以降も続けられるようにしていただきたいというのが希望です。そして、質問でも出ていますが、制度的な矛盾などが色々あるので、そこは現場の声を聞いていただきながら市民のために法律の範囲で柔軟に対応していただければというのが希望です。

委員長

国も都も正式なことは何も決まっていない中ですので、あまりご質問いただいても答えようがないのが現状だと思いますが、そうはいっても、来年度からあきる野市でも始まる事業でありますので、利用者サイドの視点を尊重しなければならないと思います。そういう視点から何かご質問、或いはご意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

利用者としての意見とお願いがあります。2歳児でプレを週に1回使ってみました。理由は3歳児で保育園に預けても良い立場ではありましたが、とにかく子どもと過ごしたかったからです。ただ、ずっと子どもと過

ごしているのは子どもにとって良くないかなと、まさにこども誰でも通園制度の意味として、上の子は週に1回預かってもらって、保護者同士のつながりができて、子どももいつの間にか友達ができて、幼稚園にスムーズに行くということができたので、この制度はすごく良いなと感じています。

29番の一時預かり事業と定期預かりの目的が異なるという話がありましたが、一時預かりの利用が少なくなっていくと事業がなくなる可能性があるということに対して、保護者の立場からして、一時預かり事業は定期利用をしつつも、どうしても預けないといけない時のために、預けられる場所として確保して欲しいです。また、障がい児がいるので一人つけてもらわないといけないということがあります。ただ、そういうときに定期預かり事業を使いながらの一時預かりは、一時預かり側としては受け入れられるけれども市で受け入れてはいけないという決まりがあると言われてしまうと、そのハードルが高くなってしまいます。幼稚園側の先生たちもすごく配慮してくださっている中で、市のルールや決まりで預けにくいという状況を今後作ってほしくないなと思います。みんなが柔軟な中でやって欲しいというのが希望です。

委員

今、誰でも通園制度に携わっていて、利用者の声を聞く中で、どうやって制度を知ったかを質問させていただいたときに、ほとんどの方が知らなかったと言っていて、親同士のつながりで知りましたという方が多かったので、これまでと同じ周知の仕方だと知れる人は少ないかと思います。今は一時預かりやルピア、ホームページでの周知というお話がありましたが、例えば病院などの絶対に行くというところにチラシを貼って、誰もが見えるような目線であると周知されるのかなと思いました。

委員

利用者目線でいくと、本当にありがたい制度だと思っていて、ただ本当に準備に時間がないというのもすごく分かるので、スタートの時から利用者の声を聞いていただいて、どうしたら周知しやすいのか、どこに周知すべきなのか、臨機応変に対応していただければと思います。一時預かりや定期利用といった制度が複雑になってしまっており、利用者が的確にどこの窓口に連絡すればいいのかというのが難しくなっていると思っています。利用者が学ばないと申し込めないのではなく、条件を入力することで系統的に振り分けていくような形だとありがたいなと思いました。プレ保育園を選ぶときに色々なところを選ばせていただけたのが利用者として本当にありがたく、定期利用を見込むということであれば、申込みの時点から体験した上で、希望を拾っていただけるような形の制度になったらありがたいなと思いました。

委員

アウトカム指標の中で、着目したのは制度の中の色々な数ではなく、例えば、子育てを楽しんでいる割合、子どもと一緒に過ごす時間の割合、学習・生活支援事業に満足しているか、子育てに関する不安や負担を感じているか、子育ての環境や支援に満足しているかなど、子どもや保護者の方の満足度や安心感、希望が目に見えるような形になっていて、事業が報われるように思いました。また、事業の中で具体化されていくことが大事だと思いました。

委員

放課後子ども教室にボランティアで行っていたことがありますが、3年生ぐらいになるとやりたいことが多岐にわたります。また、それに対応するのは大変だと思います。先生もボランティアの方々もかなり大変な思いをして対応していると、行ったことにより実感しました。

委員

保育園や幼稚園側で働く側というスタンスで話を聞かせいただきましたが、通常の園児がいる中に、単発に、数名であっても、日替わりで違う子が来たときに、通常来ている子たちは特性や性格が分かってた上で預かっていると思いますが、知らない子が来たときの予測不可能な行動などを考えると、例えば事故や元々いる園児とのトラブルなど、先生方の苦労というのがすごく多いのではないかということを感じました。東京都でよく、川の向こうとこっちでは受けられる待遇が違うというぐらい東京は大変恵まれた状況で、こういった制度も受け入れられるかとは思いますが、受け入れ先の国から下ろされる市の職員の苦労はもちろん、その先にある現場、さらには実際に園児と接している保育士などの苦労があるということを感じて、この制度を受け入れられれば良いなというふうに感じました。

委員長

少しだけ補足しておきたいと思います。資料の3-3で、一時預かりは保護者の事情で冠婚葬祭、通院、リフレッシュなど素晴らしい仕組みで、こども誰でも通園制度は子どもの育ちを主にした仕組みで、違いがあるのですが、もう一つ、国や都も言っていますが、保護者に家庭では見れない子どもの育ちを伝えて子どもの育ちの喜びを共有する、或いは送り迎えの際に園児の保護者に対して必要なアドバイスをすることなども家庭の子ども環境を良くするという意味で大事な役割になっているので、一時預かりとの違いのところに保護者のことも書いていただけたらと思います。

2階建てになることは間違いないと思います。国事業が1階建てで、月10時間までのベーシックな事業で、それを超える部分については東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業が乗っかるということです。まだよく分からないのは、9月から3歳未満児の保育料無償化していますので、都も各局の予算要求の中で、多様な他者との関わりの機会の創出事業を無償化すると書いていますので、都事業だけ無償化になるのか、国の事業も無償化になるのか、まだ決まってはいませんが、おそらく無償化するだろうと思います。通常の認可保育所の運用の国ベースの給付の保育料自体を都が無償化するわけですから、誰でも通園制度も無償化するのではないかと考えています。

それから、いくつかご意見いただいたことの補足です。まず、子どもの安全安心、或いは職員の負担という面について大きく二つの事業に分かれます。余裕活用型というのは定員割れで定員が割れた部分に割れた分の人数を入れるということで、おそらく一般的には同じような年齢の子どもと混ぜて保育をする。一方で一般型の中には人数がもし多ければ専用室を設けて、いわゆる未就園児だけ集めてやるというやり方があるので、子どもの安全面、健康面、職員の負担面もこの二つで発想を変えていかないといけないため、今後これらについて丁寧なフォローが必要になるだろうと思っています。

一時預かり事業はあくまでも保護者の支援のための国の補助事業ですが、こども誰でも通園制度は子どものための義務的経費で、非常に子どもの育ちの権利性が高い仕組みになっていますので、根本的に事業が違います。そういう意味では、誰でも通園制度が普及する、都の事業と合わせて普及するから一時預かり事業は縮小するという性格のものではないので、全く制度上別の事業ですから、同時並行でやるべきものであり、逆に一時預かり事業を充実させないと、一時預かりが不十分だと、保護者が自分の用事を済ませるために誰でも通園制度を利用するということがあり得ます。現に、今年度のいくつかの自治体の実態報告を見ると、こども誰でも通園制度を利用している間に買い物に行きました、薬をもらいに行きましたなど、否定はできませんが、そういう目的ではないので、それはそれで大事な目的として、保護者のための一時預かり事業を活用して欲しいということで、上手く棲み分けをしていく必要があります、そのことを保護者に周知しなければいけないと思います。資料のスケジュール中に来年の2月、3月に周知の予定がありますので、周知の際にはご意見があったよ

うに、多くの保護者に伝わるような周知の仕方をしていただきたいと思います。

職員のもう一つの問題は国の事業の方は保育資格の有資格者5割以上という条件で、都の方は6割以上と少しハードルが高いですが、いずれにしても保育資格を持っていない方については子育て支援員研修に新たなプログラム内容を加えてそれを受講することを将来的には義務化することになると思います。保育資格を持っているから誰でも通園をやっているかというところ少し特殊な対応が必要なので、有資格者であったとしても子育て支援員研修の誰でも通園制度の専門化した部分については学んで欲しいという流れになると思うので、あきる野市においても研修体系の整備ということも今後の課題になるだろうと考えられます。

国の事業のそのものは国の方で誰でも通園制度の総合支援システムを整備して、導入するようにということにしていますが、先ほどお話しがあったようにデジタル化は義務ではありません。経営情報の見える化だけが子ども・子育て支援法上、明確に義務化されています。ただ、東京都が相当熱心で、国に先駆けて国の予算でデジタル田園都市国家構想を先行して、保護者に対するスマホで全部対応できるワンストップなどをやっていますので、おそらく東京都においては、都で先行しているデジタル化をこの事業にも持ってくるだろうと思います。2、3年中には普及していきますので、そのくらいのスパンであきる野市でもデジタル対応を考えていただいた方が保護者にとってもスマホで利用予約やキャンセル、施設側もそれがリアルタイムで把握できる、市も色々な書類をデジタル上で決裁できますので、準備だけはしていただければありがたいと考えています。

特段何か意見があればお願いしたいと思います。

委員

こういう事業は国が自治体に押しつけるような形で、すごい限られた中で自治体の方が頑張っていて現実になっていると思います。市の職員の方が頑張ったのを利用される方がひしひしと感じてくれればいいなと思いました。

(4) その他

こども計画（案）について（報告）

事務局

あきる野市こども計画（案）について報告いたします。資料4をご覧ください。こちらは、計画の一部抜粋となります。今年度は、あきる野市こども計画策定・推進委員会を7月23日、10月2日、10月27日に開催しております。

あきる野市こども計画の基本理念は、「すべてのこどもが自分らしく育つあきる野」とし、3つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。基本理念につきましては、資料1枚目の基本理念の下に、基本理念に込めた想いを記載しておりますが、これは、子どもたちから直接聴取した意見を反映しております。施策につきましては、資料の2枚目になりますが、ライフステージに応じた切れ目のない施策の展開を、分かりやすく記載しております。こども計画案は、1月にパブリックコメントを実施し、3月に策定予定としております。

次回の会議予定は、令和8年2月18日または19日を予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

(5) 閉会

副委員長

アウトカム評価は数値や実態がどのように変わったかということが大事だとお聞きしました。職場で数はすぐ出ますが、その中身がどうか、子どもや保護者がどう変わったのかというのを今後見ていきたいなと思います。

した。また、子どもたちがタブレットを持ってきて、今後デジタル化が進んでいくのだろうと思いました。本当に様々な意見を聞き、私自身も相当勉強になりました。ありがとうございました。

事務局

短い期間の中で多くのご質問をいただきありがとうございました。本日はお忙しい中、長時間にわたりましてご協議いただきありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第2回あきる野市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。